合志市ふるさと納税一括代行業務委託仕様書

１．業務名

合志市ふるさと納税一括代行業務委託

２．委託期間

令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで

３．業務の概要

（１）インターネット上（パソコン及び携帯電話）において、合志市（以下「本市」という。）に対するふるさと納税にかかる寄附申込み、クレジットカード決済をはじめとした多様な寄附方法の選択及び返礼品の選択を可能とする直接又は第三者によるポータルサイトを構築すること。

（２）ポータルサイトで受け付けた寄附金に係る収納状況の管理を行うこと。

（３）返礼品提供事業者への返礼品の発注及び配送管理を行うこと。

（４）返礼品提供事業者の開拓を行い、返礼品の開発・拡充を行うこと。

（５）寄附者及び返礼品提供事業者からの問合せに対応すること。

（６）ふるさと納税に係るプロモーション支援を行うこと。

（７）ふるさと納税の推進に係るコンサルティングを行うこと。

（８）その他本業務に関すること。

（９）ポータルサイト内における返礼品ページの写真、詳細ページ作成の際に工夫を凝らすこと。

４．業務の仕様

（１）ポータルサイトについて

①本市が指定する寄附金の使途を寄附者が選択できること。

②寄附申込、返礼品の選択及び決済の一連の手続をポータルサイト内で完了することができること。

③②の手続が完了した際に、寄附者に対して電子メールにより通知できること。

④寄附金額に応じて、寄附者が返礼品を選択できること。

⑤寄附者がポータルサイトを経由せずに寄附を行った場合においても、寄附者情報の提供により返礼品等の選択及び寄附金の収納状況管理が行えること。

⑥寄附金の収納状況及び寄附申込受付状況等について、データ出力（CSV形式等）が可能であること。

⑦受託者は、ポータルサイトの保守管理を行うこと。

（２）寄附金の決済方法等について

①クレジットカード決済について

ア　受託者は、あらかじめ代理納付を行う者を指定すること。なお、代理納付者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第１項各号に定める要件を満たす者であること。

イ　使用できるクレジットカードのブランドは、「ＶＩＳＡ」、「Master Card」、「ＪＣＢ」、「American Express」及び「Diners Club」とすること。なお、受託者が加盟又は提携する国際ブランドマークが付された受託者以外の者が発行するクレジットカードの取扱も可能とする。

②その他の決済方法について

寄附者の利便性の向上のため、クレジットカード決済以外に提供できる決済方法があれば提案すること。

③寄附金の払込みについて

ポータルサイトで受け付けた寄附金の払込みにあたっては、毎月一定日を締切とし、締切後速やかに本市があらかじめ指定する金融機関の口座へ一括で振り込むこと。

なお、締切日等の詳細は、別途協議するものとする。

④消込処理データの送付について

受託者は、ポータルサイトを経由した寄附申込データ及び決済データの突合及び消込処理を行い、本市が円滑に寄附金に係る収入の調定ができるよう当該処理データの送付を行うこと。

（３）返礼品の調達、発注及び配送について

①受託者は、寄附者が指定した返礼品を返礼品提供事業者に発注し、返礼品を寄附者へ配送すること。

②受託者は、返礼品提供事業者との連絡を密にするとともに、返礼品の配送が円滑に行われるよう必要な措置を講じること。

③受託者は、返礼品の配送状況を管理するとともに、配送遅滞又は返礼品の梱包箱の破損等、配送に係るトラブルが生じた場合は寄附者等への対応を行うこと。

（４）寄附者への礼状及び寄附金受領証明書並びに寄附金控除に係る申告特例申請書の作成について

①礼状及び寄附金受領証明書の作成及び送付が可能であること。

②寄附金控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則様式第55号の5）の作成及び送付が可能であること。

③寄附金控除に係る申告特例通知書（地方税法施行規則様式第55 号の7）の作成及び送付が可能であること。

（５）寄附に関する問い合わせについて

①寄附者及び返礼品提供事業者からの問合せに対し、電話又は電子メール等により情報提供その他の回答を行い、行政に関する事項の質問については、本市に取り次ぐこと。また年末年始等の長期休暇中の問い合わせにも対応すること。

（６）プロモーション支援について

①ポータルサイトでの情報発信等により本市の魅力を広く発信すること。

②チラシ等のＰＲ刊行物についての提案を行うこと。

（７）ふるさと納税制度活用促進に係るコンサルティングについて

①本市ふるさと納税の推進のため、受託者が有するふるさと納税に係る独自のノウハウ又はサービスについての提案を行うこと。

５．個人情報の保護及び情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報を含む本市の情報資産の取扱いについて情報セキュリティの必要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、必要な措置を講じること。また、本業務に係る個人情報については、合志市個人情報保護条例（平成１８年条例第９号）に基づき適正に取り扱うこと。

６．契約の解除

本市及び受託者は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、当該違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本条による契約の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

７．その他

（１）本業務に係るふるさと納税の受付開始は令和２年４月１日予定とする。

（２）業務の受託者が本市に代理納付する金額から、本市が受託者に支払う本業務の委託料等を差し引くことはできないものとする。

（３）業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、提案した内容を遵守し、実施すること。

（４）業務の遂行にあたっては本市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

（５）受託者は、返礼品提供事業者に対し、業務請負契約締結後の返礼品提供事業者説明会を実施すること。

（６）その他業務の履行上必要な事項については、市と受託者で協議のうえ決定する。